

受験番号

氏名

実技試験 (鉛筆写生)

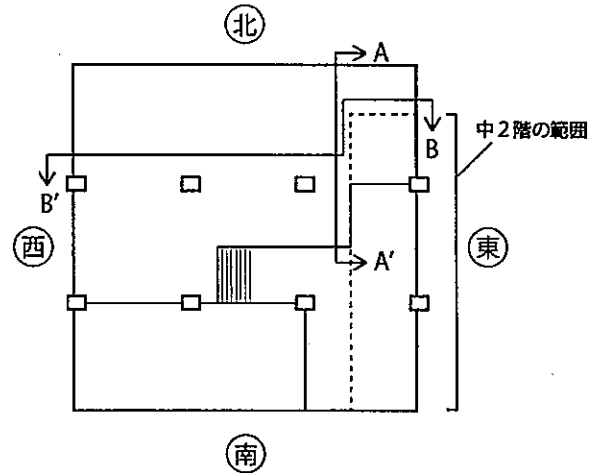
9月19日(月) 10:00-12:00 (1時間 昼休み) 13:00-14:30

- 課題1 ① A3方眼紙に、大石膏室の東側立断面図を描く。
② A3方眼紙に、大石膏室の南側立断面図を描く。

1. 配布物

- ・ 課題用紙(本紙)
- ・ A3方眼用紙×2枚:提出用
- ・ 下書き用白紙1枚
- ・ 画板

※なお、配布物は終了後すべて回収します。



2. 写生の対象

試験会場である、大石膏室内。建築物本体のほかにも、建具、手摺、照明器具を含む。縮尺1/100程度の図面を製図する場合を想定した時に省略すると考えられるものや、展示されている石膏像及び台座は含まない。

(試験会場:天野太郎設計 元芸大建築学科教授 1970年竣工)

3. 写生の内容

① 東側立断面図

縮尺1/100の図面製図を目的とした、東側立断面図の野帳をフリーハンドで作成する。A-A'位置(上図参照)の断面を描き、東壁面の立面を描き加える。また、実測に必要な寸法線を記入する。寸法の数値は不要。

② 南側立断面図

縮尺1/100の図面製図を目的とした、南側立断面図の野帳をフリーハンドで作成する。B-B'位置(上図参照)の断面を描き、東壁面の立面を描き加える。また、実測に必要な寸法線を記入する。寸法の数値は不要。

4. その他 注意事項

- ・ 寸法線も含めて定規は使わずフリーハンドで描くこと。
- ・ 写生の対象と内容については各自が判断することとし、質問は受け付けない。
- ・ 立断面図作成のために、A-A' およびB-B'ライン付近に立ち入ることは可とするが、中2階は立入禁止とする。
- ・ 他の受験生の邪魔にならないよう、静粛を旨とする。静粛の維持について試験監督者の指示に従わない場合、作業の中止、さらには受験を中止させる場合がある。
- ・ 試験時間中は携帯電話の電源を切り、身につけないこと。
- ・ 立入禁止の掲示や指示がある場合は、これに従う。物品に触れて破損したりすることのないよう、十分に気をつける。
- ・ 課題用紙、A3方眼用紙、下書き用白紙、すべてに受験者の専攻・番号等を所定の位置に記入し、試験会場から持ち帰らないこと。

受験番号

氏名

実技試験（鉛筆写生）

9月19日(月) 15:00-16:00

課題2 A3方眼紙に、提示した器物の見上図と断面図を描く。

1. 配布物

- ・ 課題用紙（本紙）
- ・ A3方眼用紙×1枚：提出用
- ・ 下書き用白紙1枚
- ・ コンベックス

※なお、配布物は終了後すべて回収します。

2. 写生の対象

提示した器物の実測図（見上図と断面図）をフリーハンドで作成し、実測する。縮尺は自由としA3方眼紙1枚にレイアウトすること。

使用に伴う汚れや傷は無視して良い。

3. 写生の内容

見上図と断面図の野帳を作成し、寸法線と寸法を記入する。また、気づいた事項を注記する。

4. その他 注意事項

- ・ 寸法線も含め定規は使わずフリーハンドで描くこと。
- ・ 写生の対象と内容については各自が判断することとし、質問は受け付けない。
- ・ 作業は自席で行い、静粛を旨とする。席からの移動や静粛の維持について試験監督者の指示に従わない場合は、作業の中止、さらには受験を中止させる場合がある。
- ・ 試験時間中は携帯電話の電源を切り、身につけないこと。
- ・ 課題用紙、A3方眼用紙、下書き用白紙、すべてに受験者の専攻・番号等を所定の位置に記入し、試験会場から持ち帰らないこと。

筆答試験 (2) 問題及び解答用紙

問題Ⅰ 別紙1に写真で示した①から⑧の各建造物について、建造物の名称、建設年代、主な建築的特徴を下の枠内に記しなさい。
 なお、建設年代は「〇世紀」のような大まかな時期の表記でもよい。

番号	建造物の名称	建設年代	主な建築的特徴
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			

問題Ⅱ 日本の世界遺産のうち文化遺産16件から1件、重要伝統的建造物群保存地区112地区から1地区をそれぞれ選び、その名称を記して各2行以内で説明しなさい。

(1) 世界遺産 名称:

説明:

(2) 保存地区 名称:

説明:

問題Ⅲ 別紙2には、大報恩寺本堂【国宝 京都府 安貞元年(1227年)】の立面図と断面図を掲げてあります。図中に矢印で示した①から⑭の建築部材の名称を以下に記しなさい。

①: ②: ③: ④: ⑤: ⑥: ⑦: ⑧:

⑨: ⑩: ⑪: ⑫: ⑬: ⑭: ⑮: ⑯:

問題Ⅳ 以下の(1)～(8)から2語を選んでその番号を()に記し、各3行以内で説明しなさい。

(1) 流造 (2) 唐招提寺金堂 (3) 家屋文鏡 (4) 式年造替 (5) 本瓦葺 (6) 桔木 (7) 棧唐戸 (8) 三和土

番号() 説明:

番号() 説明:

問題Ⅴ 別紙3の英文は、1965年にイコモスで採択された「記念建造物および遺跡の保全と修復のための国際憲章(ヴェニス憲章)」の一部です。日本語で大意を記しなさい。なお、英語辞書等の使用は認めない。

.....

.....

.....

.....

.....

筆答試験（2） 別紙 1

受験番号

氏 名

問題 I 写真 ①～⑧

①（法隆寺金堂）

②（出雲大社本殿）

③（中尊寺金色堂）

④（浄土寺浄土堂）

⑤（円覚寺舍利殿）

⑥（慈照寺東求堂）

⑦（姫路城天守）

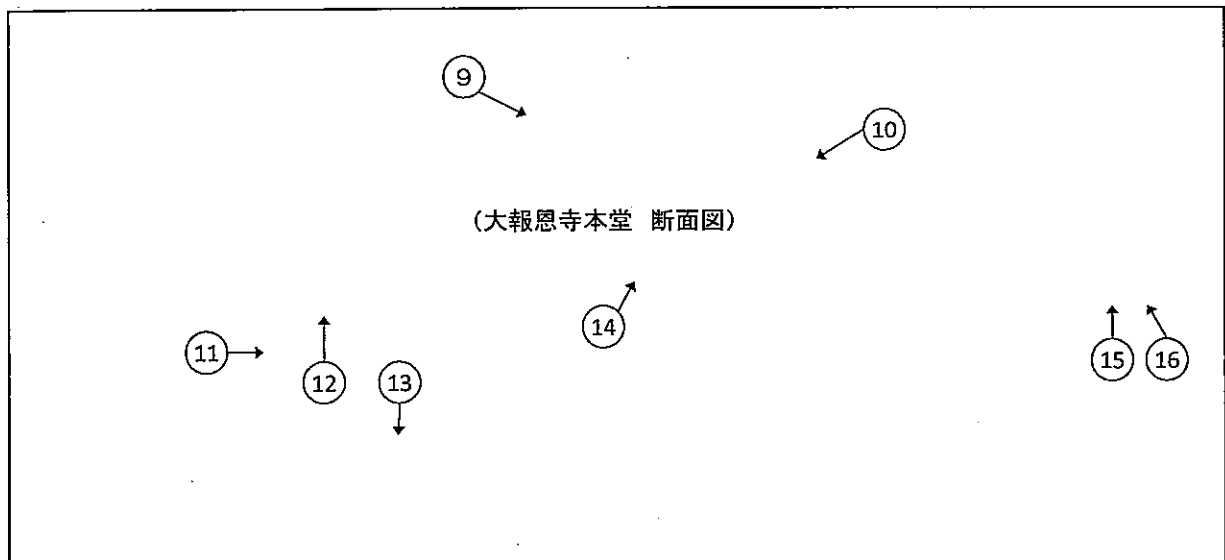
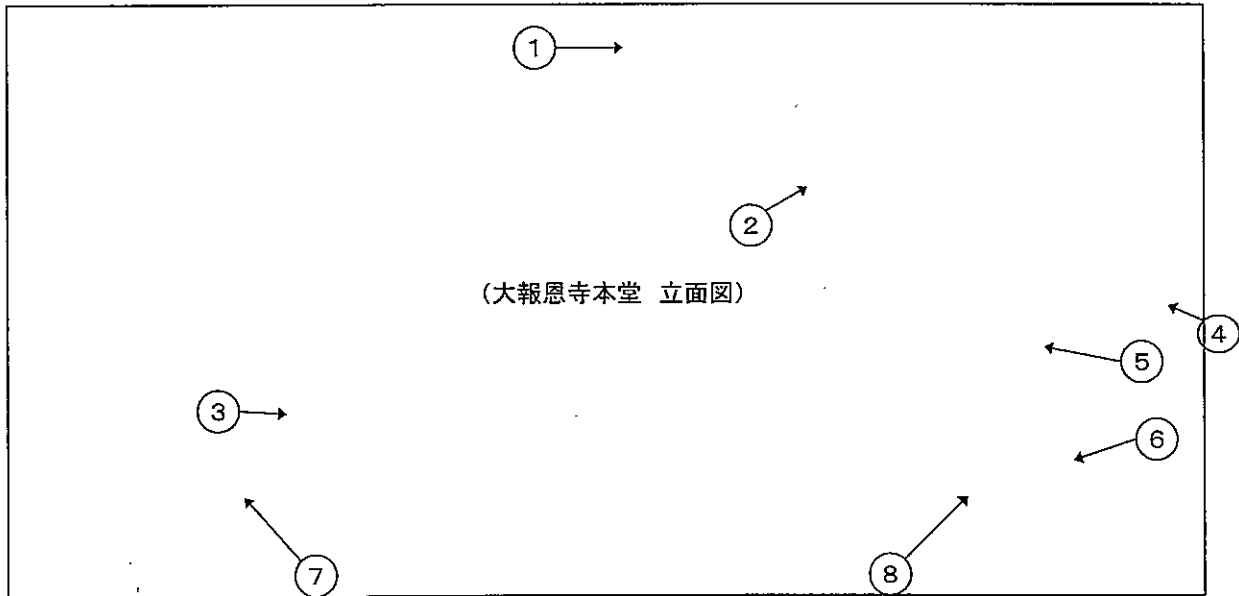
⑧（東照宮陽明門）

筆答試験（2） 別紙 2

問題Ⅲ 図面

受験番号

氏 名



受験番号

氏 名

筆答試験(2) 別紙 3

問題 V 英文

INTERNATIONAL CHARTER FOR THE CONSERVATION AND RESTORATION OF
MONUMENTS AND SITES (The Venice Charter- 1964)

RESTORATION

Article 9.

The process of restoration is a highly specialized operation. Its aim is to preserve and reveal the aesthetic and historic value of the monument and is based on respect for original material and authentic documents. It must stop at the point where conjecture begins, and in this case moreover any extra work which is indispensable must be distinct from the architectural composition and must bear a contemporary stamp. The restoration in any case must be preceded and followed by an archaeological and historical study of the monument.

Article 10.

Where traditional techniques prove inadequate, the consolidation of a monument can be achieved by the use of any modern technique for conservation and construction, the efficacy of which has been shown by scientific data and proved by experience.

Article 11.

The valid contributions of all periods to the building of a monument must be respected, since unity of style is not the aim of a restoration. When a building includes the superimposed work of different periods, the revealing of the underlying state can only be justified in exceptional circumstances and when what is removed is of little interest and the material which is brought to light is of great historical, archaeological or aesthetic value, and its state of preservation good enough to justify the action. Evaluation of the importance of the elements involved and the decision as to what may be destroyed cannot rest solely on the individual in charge of the work.

Article 12.

Replacements of missing parts must integrate harmoniously with the whole, but at the same time must be distinguishable from the original so that restoration does not falsify the artistic or historic evidence.

Article 13.

Additions cannot be allowed except in so far as they do not detract from the interesting parts of the building, its traditional setting, the balance of its composition and its relation with its surroundings.